

1. デジタル化・オンライン化について

【要望】

① 近隣市町同様、地理情報システムの導入・拡充を要望します。

回答

中井町では、DX の取り組みに係る方針や取組事項を取りまとめた「中井町 DX 推進計画」を現在策定しているところであります。DX を手段として、町民の利便性向上、行政事務の効率化等に計画的に取り組むことはとても重要なことと認識しており、公開型の地理情報システムの導入につきましても検討を進めてまいります。

【要望】

② 窓口での各種支払いのキャッシュレス化の促進を要望します。

回答

中井町では、キャッシュレス対応を令和4年10月に本庁舎総合窓口において導入いたしました。住民票や各種証明書の手数料等の支払いに、クレジットカード、電子マネー、QRコード決済が可能になっております。

2. 謄本・公図の取得について

【要望】

「謄本・会社印鑑証明書」と「公図」が取得できる法務局の機械の設置について、横浜地方法務局総務課へ中井町より要望をいただきたくお願いします。

回答

法務局証明サービスセンター（機器）の新規設置につきましては、前提条件として機器等を設置するためのスペースの確保、最寄りの法務局（本支局）までの移動に1時間以上かかる、設置に係る経費の採算が取れるだけの利用（年間1万通程度の手数料収入）が見込まれることなどの設置基準があり、本町においてはこれらの基準を満たす見込みがありませんのでご理解をお願いします。

3. 移住・定住政策についての2市8町広域協力について

【要望】

- ① 県西地域全体で一致協力した都市部からの移住促進政策を要望します。
- ② 中井町におかれましても県西空き家バンク連絡会への参加を要望します。

回答

神奈川県及び県西地域2市8町、団体、企業等では、県西地域活性化推進協議会を設置し、「県西地域活性化プロジェクト」を策定しており、県西地域としての移住・定住の促進、「住みながら働くことができる地域」の魅力向上に努めております。

また、中井町での空き家バンク事業に関しましては、平成29年度から神奈川県宅地建物取引業協会小田原支部様にもご協力いただき、単独で制度運用を開始しているところでありますが、共同での事業実施につきましては、事業効果や費用対効果、近隣町の動向等様々な状況を鑑み判断してまいりたいと存じます。

4. 税証明の発行について

【要望】

- ① 中井町におかれましても「公租公課証明」の発行を要望します

回答

小田原市発行の「公租公課証明」は、中井町で発行している「公課証明」と記載事項は同一になりますので、「公課証明」をご取得ください。

【要望】

- ② デジタル化に伴い、インターネットでの取得、キャッシュレス決済ができるよう要望します。

回答

現在、インターネットによる取得はできませんが、本町のDX推進アクションプランに「窓口申請のデジタル化」を取り組みとして位置付けており、オンライン申請について検討を進めておりますのでご理解をお願いします。

なお、本庁舎の窓口はキャッシュレス決済に対応しております。

5. 自治会の情報提供について

【要望】

- ① 当宅建協会と自治会加入の促進に関する協定の締結を要望します。

回答

協定の締結に向け、問題や課題等を整理し、検討してまいります。

【要望】

- ② 自治会長名・連絡先等を電話問い合わせ等でもスムーズに教えていただけるよう要望します。

回答

中井町では、自治会長の名前と住所を情報提供することについて、自治会長へ事前に承諾を得ておりますので、電話等のお問い合わせに対しても比較的スムーズにご案内しているところでございますが、新築物件や境界の場合等、区域となる自治会名に確認を要するときにつきましては、お時間をいただくことがあることにご理解をお願いします。

【要望】

- ③ ゴミ置場等は、インターネットでも確認できるよう要望します。

回答

中井町では、ゴミステーションの管理を自治会へお願いしていることから、転入の際は、自治会（長）に利用の確認をしていただくこととしております。

ゴミステーションは、利用者と管理者の関係を明らかにすることでトラブル等を未然に防止する観点があること等を考慮し、町ホームページ等で公開する予定はございません。

6. 農転5条の即日発行について

【要望】

農転5条の届出を即日処理していただくよう要望します。

回答

現在、農地転用の届出については、農業委員会事務局を兼務する産業振興課にて届出を受け付け、市街化区域であることなどの確認後概ね3日程度で受領書を発行しています。

当町では、秦野市のように農業委員会事務局が独立して農地転用等の専門的な窓口を設けている組織と違い、担当者が他の業務と兼務していることで窓口で常駐することが難しい状況ではありますが、今後、交付までの期間の短縮に向け検討してまいります。

7. 都市計画審議会および固定資産評価審査会への協会代表の参加について

【要望】

支部代表者が都市計画審議員および固定資産評価員として参画できるよう要望いたします。

回答

都市計画審議会委員、固定資産評価審査会の委員選定の際の参考にさせていただきます。